

指定校変更許可基準

学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。

区分・許可条件	変更可能な学校	対象学年	許可期間	添付書類
留守家庭 両親共働きまたはひとり親家庭等による放課後留守家庭のため、親戚宅や保護者の勤務先、または学童等にて預かる場合 ※上記以外の預かり先に関しては、その理由を求める。 ※指定校区外の学童に預ける場合は、合理的な理由を求める。	預かり先の所在する通学区域の学校	小学校 低学年 (第3学年まで)	卒業まで	・勤務証明書 (または留守家庭を証明する書類) ・預かり証明書
転居予定 家屋の新築、改築、購入及び借家等への入居により学期内に転居する事が確定している場合	転居予定住所の通学区域の学校	全学年	転居予定日まで	・建築確認書 および 建築請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸借契約書 ・物件引渡証明書 ・その他、左記許可条件がわかる書類 ※上記の写しをいずれか1点
心身的理由 心身の故障等で指定校への就学が困難な場合	通学に支障のない学校	全学年	理由が消滅するまで	・理由を証明する書類 (診断書等)
通学上の安全等 地理により極めて危険性を伴い、指定校への就学が困難と思われる場合	通学に支障のない近隣校	全学年	理由が消滅するまで	・理由を証明する書類
市内転居 転居後の校区の学校へ転校した際、環境の変化等で学校生活に支障をきたすため、現在通っている学校の方がいいと認められる場合	在学している学校	全学年	卒業まで	・転入学通知書
兄弟姉妹の在学 兄弟姉妹の在籍している学校に就学を希望する場合	兄弟姉妹の在学	全学年	卒業まで	兄弟姉妹が別世帯の場合は関係を証明する書類(戸籍謄本の写し等)
指定校変更児童の中学校入学 小学校で指定校変更をしている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合。	在籍校の小学校区から進学できる中学校 ※ただし、進学中学校が複数校ある場合、現住所により近い校区の中学校を指定する。	中学校 入学時	卒業まで	
部活動 現在活動している部活動が指定校になく、その部活動がある中学校へ就学を希望する場合	近隣でその部活動を実施している中学校 ※ただし、部活動設置中学校が複数校ある場合、現住所により近い校区の中学校を指定する。	中学校 入学時	卒業まで	・活動している事を証明する書類等 ・部活動による指定校変更理由書 ・誓約書
その他(教育的配慮) その他、教育長が特に必要と認めた場合。 (いじめ・不登校・その他・複合的な理由等)	相当と認める学校	全学年	相当と判断される期間	・理由などを証明等する書類

※指定校変更に伴う登下校時における児童生徒の安全管理は、保護者の責任において行われるものとする。

※申請内容に虚偽があった場合や指定校変更によって学校生活に支障がみられる場合においては許可を取消とする。

※新就学者の場合、就学通知書の添付を必要とする。